

# 確認事項

第7回 木曾川文化圏市町合併協議会

## 「合併協議項目」の協議状況 (H15.9.5現在)

### 基本的協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
1	合併の方式	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する 編入合併とする
2	合併の期日	H15.6.25 (第3回)	継続協議		【提案】平成17年(2005年)1月までとする
3	新市の名称	H15.6.25 (第3回)	継続協議		【提案】「各務原市」を基本とし、協議を継続する
4	新市の事務所の位置	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	現各務原市役所の位置とする
5	財産の取扱い	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて 新市に引き継ぐものとする

### 合併特例法に規定されている協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政 に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定 数特例」を適用するものとする
7	農業委員会の委員の定数及び任期 の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する 合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち 、選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の 在任期間だけ在任する
8	地方税の取扱い	H15.7.9 (第4回)	継続協議		【協議内容】原則として各務原市の制度に統一する。 ただし、個人市民税の均等割、法人市民税の法人税割 及び都市計画税については、不均一課税を実施する。 都市計画税の不均一課税の方法については専門部 会・幹事会において協議中
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員とし て引き継ぐものとする
10	新市建設計画				※事務レベルで、計画素案を作成中

### その他必要な協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針

11	特別職の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併の前日をもって失職する (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする
12	条例、規則等の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料の取扱い				
16	公共的団体の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。 ①両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながらできる限り合併時に統合できるよう調整に努める ②統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める ③独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる
17	補助金、交付金等の取扱い				

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
18	町名、字名の取扱い	H15.8.8 (第5回)	継続協議		【提案】川島町内の町の名称を変更する。 川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする
19	慣行の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	市草、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する
20	国民健康保険事業の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	国民健康保険料(税)の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする

21	介護保険事業の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	介護保険料については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一賦課を実施する
22	各種事務事業の取扱い				
	(1)友好都市提携・国際交流事業 (都市交流)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する
	(2)電算システム事業	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする
	(3)広報広聴関係事業	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	広報紙、ウェブサイト(ホームページ)、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する
	(4)消防防災関係事業				
	(5)交通関係事業 (コミュニティバス)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに(仮称)川島線を新設する
	(6)保健事業				
	(7)障害者福祉事業				
	(8)高齢者福祉事業				
	(9)児童福祉事業				
	(10)その他の福祉事業				
	(11)環境事業				
	(12)農林水産関係事業				
	(13)商工・観光関係事業				
	(14)建設関係事業 (都市計画)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る
	(15)上・下水道事業				
	(16)学校教育事業 (義務教育)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。なお、川島町の小中学校の就学区域(校区)については、現行のままとする

(17) 社会教育事業	(公民館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する
	(歴史民俗資料館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	「川島町ふるさと史料館」を「各務原市川島ふるさと史料館」に名称変更する。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る
	(図書館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による

第8回以降の合併協議会開催日程について

回	月日(曜日)	時間	場 所
第8回合併協議会	11月1日(土)	8:30	各務原市中央公民館
第9回合併協議会	11月14日(金)	15:00	川島町公民館
第10回合併協議会	11月28日(金)	14:00	各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室
第11回合併協議会	12月13日(土)	14:00	各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室